

「信州黄金シャモ」生産振興要領

17 畜第 830 号
平成18年（2006年）2月13日
一部改正
18 農生第 141 号
平成18年（2006年）5月8日
一部改正
19 畜第 348 号
平成19年（2007年）9月3日
一部改正
19 畜第 733 号
平成20年（2008年）3月28日

（目的）

第1 この要領は、長野県が開発した信州黄金シャモ（平成18年9月22日付け商標登録第4988880号、商標権者 長野県）の生産・利用に係る必要な事項を定めることにより、本県の特産としての地位の確保と信州ブランドの確立を図り、もって地域振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2 この要領で規定する鶏は、「信州黄金シャモ」と称し、「シャモ833系（雄）」と「名古屋種（雌）」の交配様式による鶏であって、畜産試験場から配付されたヒナ若しくは種卵由来のヒナ、そのヒナを飼育した生体、食肉及び肉製品とする。

（飼育者の認定、登録）

第3 信州黄金シャモの飼育を希望する者は、長野県知事の認定及び登録を受けなければならない。

2 認定を受けようとする者は、様式第1号により地方事務所長を経由して知事あてに飼育者認定を申請するものとする。なお、新規の申請者にあつては、様式第2号により地方事務所長に飼育計画書を提出し、事前に現地確認を受けるものとする。

3 知事は、飼育者認定の申請内容が適正と判断した場合にあつては、別紙様式4号により「信州黄金シャモ飼育者認定証」について地方事務所長を経由して交付するものとするとともに、畜産試験場長に情報提供するものとする。

4 登録の有効期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、認定、登録した飼育者（以下、「認定飼育者」という。）のうち、年度途中で認定された者にあつては、有効期間を翌年の3月31日までとする。

- 5 認定飼育者が、引き続き飼育しようとする場合は、有効期間が満了する前に地方事務所長を経由して様式第1号により知事あて飼育者認定を申請するものとする。
- 6 認定飼育者が、3割以上の飼育羽数の増及び新規施設を設置する等、飼育規模を変更する場合には、別紙様式3号により、あらかじめ地方事務所長と協議するものとする。

(名称等の管理)

第4 信州黄金シャモの名称並びに意匠に係る管理は長野県が行う。

(名称の使用)

- 第5 認定飼育者若しくは信州黄金シャモを販売する者は、信州黄金シャモの名称を使用するものとする。なお、長野県産の地鶏ブランドとして全国に普及、展開するため、信州黄金シャモの副呼称としてのプライベートブランド名の表記は行わないものとする。
- 2 認定飼育者は、鶏舎若しくは敷地の見やすい場所に、信州黄金シャモを飼育している旨を明記した看板等を掲示するものとする。
- 3 この要領に沿って生産及び流通・販売されたものでなければ、信州黄金シャモの名称を使用できないものとする。

(ヒナの生産供給)

- 第6 ヒナの供給は、認定飼育者に対して畜産試験場長が行い、この者がヒナの供給を受けようとする場合は、様式第5号により畜産試験場長に申請するものとする。
- 2 畜産試験場長は、長野県農業・水産関係試験場生産品配布規程（昭和52年長野県告示第219号）に基づきヒナを供給するものとする。
- 3 畜産試験場長は、ヒナを供給する都度、農政部長に報告するとともに、飼育者を管轄する地方事務所長及び家畜保健衛生所長へ情報提供するものとする。
- 4 認定飼育者は、供給されたヒナについて、出荷時まで適正な飼養管理に努めなければならない。なお、食鳥処理及び食肉販売を目的として信州黄金シャモを生体出荷する場合及び知事が認めた場合を除き、認定飼育者ではない他者に信州黄金シャモの生体の所有権を移転してはならないものとする。

(トレーサビリティの確保)

第7 信州黄金シャモの飼育、加工処理、流通及び販売を行う者は、生産・流通履歴情報を記録及び保管するものとするとともに、食鳥処理を行ったロット単位で生産・流通履歴情報の遡及ができる体制を構築するものとする。

(認定飼育者の責務)

第8 認定飼育者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 第4の規定による名称の使用、表示
- (2) 農政部長が別に定める「信州黄金シャモ飼育の統一的基準」及び「信州黄金シャモ飼育マニュアル」に記載の飼料給与体系及び衛生対策の遵守
- (3) 飼育羽数、死亡淘汰羽数、使用した動物用医薬品、給与飼料、体重などの生産状況及び出荷状況に係る記録書の整備と記録（保存期間2年間）
- (4) 知事及び地方事務所長が行う農場への立入検査の受け入れ
- (5) 第7の規定によるトレーサビリティシステムの実施
- (6) 出荷に当たっては、第9の責務を遵守できる者に出荷するものとする。

(加工処理、流通、販売者の責務)

第9 認定飼育者が出荷した信州黄金シャモの食鳥処理、精肉加工・販売及び調理販売に係わる業者（以下「加工流通販売業者」という。）は、食品衛生及び食品表示に係る関連法令を遵守するとともに、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 第4の規定による精肉や加工品などへの信州黄金シャモの名称の表記
- (2) 第4の規定による一般販売（店頭等）における名称の表示
- (3) 信州黄金シャモの処理、加工、販売に係る記録書の整備と記録（保存期間3年間）
- (4) 信州黄金シャモの取扱いの差別化
- (5) 第7の規定によるトレーサビリティシステムの実施
- (6) 知事及び地方事務所長が行う流通状況を調査するための立入検査の受け入れ

(支援体制)

第10 農政部長は、信州黄金シャモの振興に係る計画の立案及び計画遂行上の調整のため、認定飼育者、加工流通販売業者、その他関係団体等からなる「信州黄金シャモ普及推進会議（以下「推進会議」という。）」を開催するものとする。

- 2 地方事務所長は、信州黄金シャモの普及・定着を支援するため、農業改良普及センター、家畜保健衛生所とともに地域ワーキングチームを編成するものとする。
- 3 地域ワーキングチームは、認定飼育者に対し、第8の規定に基づく管理が実施されるよう指導するとともに、飼育管理状況を把握し、必要に応じた指導を実施するものとする。
- 4 地域ワーキングチームは、加工流通販売業者に信州黄金シャモの名称の表示及び適正な取扱いを指導するとともに、加工・販売状況について調査・把握ができるものとする。

- 5 家畜保健衛生所は、飼育農場における衛生対策等に係る検査・指導を行うとともに、サルモネラによる食中毒対策の徹底に資するため、定期的な監視検査を実施するものとする。

(需給調整(信州黄金シャモブランドアップネット))

- 第 11 農政部長は、認定飼育者と加工流通販売業者の両者が連携して計画的な生産及び流通を行うため、年 2 回期間を設け需給調整を行うものとする

(その他)

- 第 12 知事は、この要領に基づく飼育管理等を行わない認定飼育者に対して、飼育者認定の取り消し、ヒナの供給を中止するとともに、信州黄金シャモの取扱い及び名称使用を禁止することができる。なお、特に悪質な行為より認定を取り消された者に対しては、ブランド保護のため再認定を行わない。
- 2 第 6 の規定により信州黄金シャモの種卵・ヒナ等の配付を受けた者またはこれを飼育する者が、信州黄金シャモ以外の名称で、これを生産、販売していることが明らかになった場合及び信州黄金シャモを無断で所有権を移転した場合、畜産試験場長は、その者に対する種卵・ヒナ等の配付決定の取り消し、又は以降の申請による配付を中止するものとする。

長野県知事 様

申請者

住 所
氏 名

印

信州黄金シャモ飼育者認定について（申請）

信州黄金シャモ生産振興要領及び信州黄金シャモ飼育の統一基準に基づき適正な飼養管理等を行うこと確約しますので、信州黄金シャモ生産振興要領第 3 の規定により信州黄金シャモの飼育者として認定してください。

記

1 農場名

2 管理者氏名

3 施設の所在地

4 年間飼育予定羽数

5 遵守事項

- (1) 信州黄金シャモ生産振興要領に基づく信州黄金シャモの名称使用、飼育管理及び飼育者の責務の遂行
- (2) 信州黄金シャモ飼育の統一基準に基づく飼育管理（飼育期間、飼育密度）、給与飼料、混飼の禁止、衛生対策
- (3) 家畜衛生関連法令及び家畜排せつ物関連法令並びに食品衛生・表示関連法令の遵守
- (4) 関係者と協調した信州黄金シャモのブランド化の推進

6 認定後、5 の遵守事項並びに信州黄金シャモ生産振興要領に違反した場合、信州黄金シャモ生産振興要領第 1 2 に基づく処分に受けることに対して同意します。

地方事務所長 様

届出者

住 所

氏 名

印

信州黄金シャモ飼育者飼育計画の変更について

信州黄金シャモの飼育規模を変更したいので、信州黄金シャモ生産振興要領第3の6の規定により下記のとおり提出します。

記

1 変更前

2 変更後

*施設の変更（増築を含む）にあつては、図面を添付のこと

No.

信州黄金シャモ飼育者認定証

(住所)

(氏名) 様

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、信州黄金シャモ生産振興要領第5の2の規定により、下記のとおり信州黄金シャモの飼育者として認定します。

記

1 農場名

2 施設の所在地

3 飼育者認定に係る遵守事項

- (1) 信州黄金シャモ生産振興要領に基づく信州黄金シャモの名称使用、飼育管理、トレーサビリティの確保及び飼育者の責務の遂行
- (2) 信州黄金シャモ飼育の統一基準に基づく飼育管理（飼育期間、飼育密度）、給与飼料、混飼の禁止、衛生対策
- (3) 家畜衛生関連法令及び家畜排せつ物関連法令並びに食品衛生・表示関連法令の遵守
- (4) 関係者と協調した信州黄金シャモのブランド化の推進

4 認定の取り消し

信州黄金シャモ生産振興要領並びに3の遵守事項に違反した場合は、飼育者認定の取り消し、ヒナの供給を中止するとともに、信州黄金シャモの取扱い及び名称使用を禁ずることがあります。

5 有効期限

平成 年 月 日

平成 年 月 日

長野県知事 ○○ ○○

畜産試験場長 様

住所

氏名



配 付 申 請 書

下記のとおり配付を受けたいので、長野県農業・水産関係試験場生産品配布規程第5条第1項の規定に基づき申請します。なお、この申請により配付を受けたときは、「信州黄金シャモ生産振興要領」、「信州黄金シャモ飼育の統一基準」及び「信州黄金シャモ飼育マニュアル」の規定を厳守します。

記

1. 申請内容

種 類	品 種	日 齢	数 量	適 要

2. 配付申請理由

3. 出荷、販売（利用）計画

(1) 出荷（販売）時期

(2) 出荷（販売）先

(3) 利用目的